

控訴棄却の判決に対する弁護団コメント

2008年4月16日

東京高等裁判所刑事第1部は、本日、植草一秀氏に対する公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為の防止に関する条例違反被告事件について、控訴棄却の判決を下しました。

本件において被害者の女性は、後ろから犯人に密着されて痴漢被害に遭ったところ、振り返った際に植草氏が近くにいたので、植草氏が犯人だと思ったと供述しているだけで、犯人が植草氏に間違いはないという根拠は何もありません。

検察側の目撃者は、植草氏が被害者の後ろにいて左手がお尻の左側を触っているのを見たと言明していますが、初期供述では目撃者の立っていた位置が異なっていることや、植草氏の右肩が下がって、重心が右に傾いていたと述べるなど、植草氏が犯人だとすると、実際には痴漢行為ができないような姿勢を述べていること、目撃者が植草氏を犯人と警察に届け出た経過に誤りや不自然な点があることなど、数多くの疑問があり、その供述は信用できません。

一方弁護側の目撃者は、品川駅を発車してから青物横丁までの間植草氏が痴漢行為をしていなかったことを明確に供述し、被害者の供述ではこの間に痴漢行為があったことになるので、植草氏が犯人でないことが立証されています。

繊維鑑定の結果からも、被害者のスカートの構成繊維の多くが植草氏の手指から検出されなかったため、植草氏が無罪であることは明らかになっています。

弁護人らは、控訴審でこれらの事実をより一層明らかにするため、新たな繊維鑑定や、関係者の捜査段階の供述調書、1審では取り調べられなかった逮捕者の証人尋問などを請求しましたが、控訴審はこれらを全て却下して、結審し、本日の判決に至りました。

控訴審判決は、植草氏が犯人であるという極めて強い予断に基づいて結論を下し、誠実、公平に証拠を評価して審理しようとしなかったものです。上告審においてこの誤った判決が破棄され、植草氏の人権が救済されることを切実に望みます。

以上